# 消費者団体訴訟制度により 消費者団体 初の勝訴！

2008年10月22日（水）京都新聞（朝刊）
第3種郵便物認可

## 敷金返還 業者受け入れ

## 消費者団体、初の「勝訴」

### 京都地裁

消費者団体訴訟制度に基づき、京都市の消費者団体が同市の不動産賃貸会社に、賃貸マンションの敷金を返還しない「敷引特約」は消費者契約法違反として、特約条項の使用差し止めを求めた訴訟の第一回口頭弁論が二十一日、京都地裁（瀧華聡之裁判長）であり、会社が団体側の請求を全面的に受け入れた。原告勝訴判決と同じ効力があり、この制度で訴訟上の解決に至ったのは全国で初めて。

NPO法人（特定非営利活動法人）「京都観光開発」に八月に起こした。

消費者契約ネットワークが、南区の「大和」に対し、現在の入居者十二人の敷金は差し引かない方針を示した。地裁は確定判決と同じ効力を持つ「認諾調書」を作成する。

同社は答弁書で条項を使用しないことを約束し、現在の入居者十二人の敷金は差し引かない方針を示した。地裁は確定判決と同じ効力を持つ「認諾調書」を作成する。

同社は請求を受け入れた理由について「消費者重視の流れに逆らうつもりはない」と説明している。京都消費者契約ネットワークの長野浩三弁護士は「不当条項の差し止め件はいまだ多いので、確認できれば積極的に差し止め請求をしていきたい」と話している。

**消費者団体訴訟制度**　消費者契約をめぐるトラブルや悪徳商法による被害の拡大防止を図るため、被害者個人に代わって、首相の認定を受けた消費者団体が、事業者に不当な行為の差し止めを請求したり、提訴できる制度。認定団体は現在、六つ。昨年6月施行の改正消費者契約法で創設された。判決で請求が認められれば、事業者は不当な勧誘行為や契約条項の使用ができなくなる。

これまでも「敷引特約」は無効との判決はありますが、今回の訴訟の注目点は、記事の消費者団体訴訟制度の解説にあるように「判決で請求が認められれば、事業者は不当な勧誘行為や契約条項の使用が出来なくなる。」ことにあります。

当社では、従来より敷引特約で入居募集される居住用賃貸物件は取扱しておりません。

賃貸住宅 仲介・管理のコンプライアンス企業
学生ハウジング 3215.CO.JP